

介護保険関係の所得控除等に必要なる書類の交付について

①障害者控除対象者認定証

障害者手帳の交付を受けていない方でも、申請により身体の障害または認知症の状態が一定の基準に該当すると町から認定された場合、確定申告などで所得を申告する際に控除を受けられる制度があります。

控除を受けるためには、町が発行する「障害者控除対象者認定書」が必要です。

◇対象となる方

65歳以上の要介護1以上の認定を受けている方で、介護保険の主治医意見書や認定調査票から、身体もしくは精神に一定の障害があると確認できる方。



②おむつ代医療費控除確認証

傷病により寝たきりで医師の治療を受けており、おむつの使用が必要であると診断された場合、おむつ代が医療費控除の対象となります。

控除を受けるためには、おむつ代の領収書と、1年目は医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要です。2年目以降は町で発行する「おむつ代医療費控除確認証」で医師の証明書の代用ができます。

◇対象となる方

要介護または要支援の認定を受けており、概ね6か月以上寝たきりの方もしくは同様と認められる方で、介護保険の主治医意見書からおむつの使用が常時必要であることを確認できる方。

*初めておむつ代医療費控除を受ける方
町では、初めておむつ代医療費控除を受ける際に必要な「おむつ使用証明書」は発行しておりません。

証明書の発行について詳細は、医療機関にお問い合わせください。

①・②ともに、対象者本人もしくはその家族の方(扶養している方)からの申請により、確定申告時の所得控除に必要な書類を交付します。

なお、書類は即日交付することができないため、申告日に余裕を持った申請をお願いいたします。

※問い合わせは、福祉保健課 ☎ 83-2777

福祉保健課からのお知らせ

森林セラピー健康づくり事業 ～町民対象～

ツアー名	日程	参加費	定員	申込フォーム
①【健脚】青梅市即清寺八十八カ所霊場巡り (トレッキングシューズ推奨)	2月19日 (水)	500円	各21名 (先着順)	
②「都立羽村草花丘陵自然公園」ハイキング (トレッキングシューズ推奨)	3月21日 (金)	500円		

〔受付期間・時間〕

- ① 1月15日 (水) 午前8時30分～23日 (木) 午後5時15分
- ② 2月13日 (木) 午前8時30分～19日 (水) 午後5時15分

*申し込みは、専用フォームからがスムーズです。参加される人数分予約してください。

*申し込みが7名未満の際は、ツアーが中止となる場合があります。

※申し込み、問い合わせは、福祉保健課 ☎ 83-2777

※ツアー内容の問い合わせは、一般財団法人おくたま地域振興財団 ☎ 83-8855

